

工 事 仕 様 書

1 工事名称： 日達原支部隊員クラブ外壁その他改修工事

2 工事場所： 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7

3 工 期： 契約日～令和8年3月19日まで

4 工事概要：

(1) 工事の目的

当該施設は竣工から57年が経過し、経年による外装・内装・設備等の劣化が散見される。本工事は劣化部の改修を行うことで、財産価値の保全、安全面、衛生面等の施設性能の維持を図ることを目的とする。

(2) 工事内容

工種	項目	参考数量	単位	備考
仮設工事				
外部	養生、整理清掃後片付け	317	m ²	屋根改修
	養生、整理清掃後片付け	201	m ²	外壁改修
	外部足場 手摺先行くさび足場	504	架m ²	
	養生シート	504	m ²	
	出入口頭上養生	2	か所	
	仮設材運搬費	1	式	
	石綿含有調査	1	式	報告書作成共
	交通誘導警備員	5	人	資機材搬出入時
内部	養生、整理清掃後片付け	250	m ²	
	脚立足場	250	m ²	内装改修
防水改修工事				
撤去	既存シート防水（立上り部）	44	m ²	
	端部押え金物	116	m	アルミ製
	ルーフドレン 鋳鉄製 75φ	13	か所	
	シーリング撤去	399	m	
改修	平場 塩ビ系シート防水	249	m ²	機械式固定工法
	立上り 塩ビ系シート防水	44	m ²	接着工法
	端部押え金物	116	m	アルミ製
	平場 ウレタン塗膜防水	131	m ²	X-2
	立上り ウレタン塗膜防水	13.8	m ²	X-2
	端部水切金物	46	m	アルミ製
	改修用二重ドレン 75φ用	13	か所	
	シーリング MS-2 20×10	242	m	外壁目地
	シーリング MS-2 20×10	157	m	鋼製建具廻り
外壁改修工事				
撤去	外壁 既存塗膜除去 剥離剤併用手工具ケレン	23	m ²	石綿含有塗材

改修	施工数量調査	490	m ²	軒天含む
	下地処理 高圧洗浄	490	m ²	15Mpa 程度
外壁	ひび割れ補修：下地挙動緩衝材	5	m	幅 0.2 mm 以上
外壁	浮き補修：アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	10	m ²	16 穴/m ²
外壁	欠損部補修：エポキシ樹脂モルタル充填	10	か所	100×100×30 程度
外壁	外壁用塗膜防水材塗り（庇・巾木含む）	331	m ²	上塗り：フッ素樹脂系
軒天	ひび割れ補修：Uカット工法	7	m	集塵装置付サンダー
軒天	浮き補修：アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	4	m ²	16 穴/m ²
軒天	欠損部補修：エポキシ樹脂モルタル充填	7	か所	100×100×30 程度
軒天	透湿性塗装	134	m ²	ノキフレッシュ 同等
内装改修工事				
撤去				
	便所床コンクリート	1.2	m ³	
	和室畳撤去	40	枚	
	床ビニル床タイル撤去	119	m ²	仕上表参照
	床エポキシ樹脂塗床撤去	19	m ²	厨房
	壁ビニルクロス貼り撤去	237	m ²	仕上表参照
	天井ボード撤去	94	m ²	和室、通路
	アルミドア撤去	2	か所	便所
改修				
	床複層ビニル床タイル t3	111	m ²	仕上表参照
	床長尺塩ビシート	8	m ²	便所(土間 RCt150 共)
	床エポキシ樹脂塗床	19	m ²	厨房
	壁ビニルクロス貼り	114	m ²	仕上表参照
	壁防汚キッチンパネル	7	m ²	厨房
	床クリーニング	38	m ²	同上
塗装改修工事				
改修（屋外）	木格子 W3.0m×H2.0m フッ素樹脂塗装	2	か所	
改修（屋内）				
	巾木 E P-G 塗装 H100	57	m	仕上表参照
	壁 E P-G 塗装	100	m ²	同上
	天井 E P-G 塗装	46	m ²	同上
	天井 A E P 塗装	105	m ²	同上
	木製建具(枠共)、額縁 S O P 塗装	1	式	和室は除く
	LGS 間仕切壁 耐水 PBt12.5×2 両面	15	m ²	便所
	LGS 天井下地	46	m ²	厨房、便所
	天井点検口 450 角	6	か所	トイレ、厨房、和室
その他改修工事				
	アルミドア W750×H2000	2	か所	ガラリ、額付き
	南側玄関 カッティングシート貼り	1	式	
	トイレブース：男子・女子	1	式	
	厨房外部ドア：シリンダー錠交換	1	か所	
	インターロッキング舗装	8	m ²	南側玄関ポーチ
	北側玄関ポーチ床 高圧洗浄	13	m ²	
	厨房高窓アルミパネル t2	12.5	m ²	既存ガラス撤去共
	トイレ高窓アルミパネル t2	3.5	m ²	既存ガラス撤去共
電気設備工事				
撤去				
	既存照明器具撤去 配線処理共	1	式	

	既存コンセント・スイッチ撤去 配線処理共	1	式	
改修	既存分電盤撤去	2	面	
	照明器具新設 材工（配線共）	1	式	LED 器具
	コンセント新設 材工（配線共）	40	か所	
	スイッチ新設 材工（配線共）	14	か所	
	新設分電盤・動力盤 材工	2	面	
機械設備工事				
撤去	既存排水配管撤去費	1	式	北側屋外 VP 管
	既存排水桝撤去費	1	式	
	既存換気扇撤去	2	台	便所、厨房他
	既存フード撤去（内外）	2	か所	厨房
	既存和式大便器撤去	3	台	
	既存小便器撤去	2	台	
	既存手洗い器撤去	2	台	
	既存掃除用流し	1	台	
	既存グリストラップ	1	台	
改修	排水管 VP125φ 材工	10	m	
	塩ビ排水桝 200φ 材工	5	か所	
	グリストラップ新設 SUS 製	1	台	
	換気扇新設	6	台	既存同等品
	排気フード新設 SUS 製（内外）	2	か所	厨房オイルフィルター付
	洋風大便器新設	2	台	
	小便器（自動水栓共）新設	2	か所	
	手洗い器新設	2	か所	
	厨房手洗い自動水栓新設	1	か所	
発生材処理				
積込・運搬	混廃	7	m3	
	石綿含有廃棄物	1	m3	仕上塗材、ボード類
処分	混廃	7	m3	
	石綿含有廃棄物	1	m3	仕上塗材、ボード類

※1 外部仕上表、内部仕上表及び図面と合致させ、抜け漏れがある場合、該当する工事内容の項目に含めるものとする。

※2 排気フードは、悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準等の規則に合致する製品とする。

5 駐屯地内共通事項

請負者（契約相手方）（以下「請負者」という。）は、駐屯地において法令及び駐屯地で定めた規則を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は防衛省共済組合目達原支部監督員（以下「監督員」という。）及び検査員の指示に従わなければならない。

- （1）請負者は、施工現場において駐屯地の電力及び給水を使用する必要がある場合、監督員と調整するものとする。
- （2）請負者は、駐屯地及び駐屯地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、駐屯地司令等の許可を受けるものとする。
- （3）請負者は、駐屯地内において施工で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督員の指示に従うものとする。

- (4) 施工時間は、平日の 0815～1700 を基準とし、やむを得ず土曜日、日曜日及び祝日に工事を必要とする場合は、支部担当者と協議するものとする。
- (5) 請負者は、駐屯地内で知り得た情報について、第三者へ漏らしてはならない。
- (6) 請負者は、駐屯地内における写真撮影について、工事に必要な場所及び内容だけとし監督員の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、提出後、完全に消去し保持しないものとする。
- (7) 請負者は、工事に関連するデータは、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し処理するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、保持しないものとする。

6 一般事項

(1) 一般事項

ア 本仕様書は、防衛省共済組合日達原支部が発注する標記工事に適用する。

イ 本工事の施工は、本仕様書によるほか、国家公務員共済組合施行規則契約条項、公共建築工事標準仕様書、及び公共建築改修工事標準仕様書の最新版、関係法令、関係基準等、及び駐屯地諸規則の定めるところに従い遺漏なく実施するものとする。ただし本工事に関係なき事項については適用しない。

なお、これらに明記なき事項については、監督員の指示に従い実施するものとする。

ウ 工事の着手及び施工に当たっては、監督員とよく調整し、連絡不十分等による工事の誤りや遅滞などを避けなければならない。

エ 駐屯地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督員の指示に従わなければならない。

オ 現場代理人は、工事現場の管理等の責任者として関係法令等を遵守するものとし、特に、事故・災害及び公害の発生防止、廃棄物の不法投棄の防止、過積載の防止等に配慮するものとする。

なお、現場代理人は工事現場の全作業員を対象とした定期的安全教育、研修、訓練等を実施する等、安全指導、安全に関する注意喚起を行う等事故及び災害等の発生防止に努めるものとする。

カ 工事用水は、既存給水管より分岐し、メーター設置の上、有償にて使用出来るものとする。工事完了後は現況復旧するものとする。

キ 工事用電力は、仮設電力計を設置の上、有償にて使用出来るものとする。工事完了後は現況復旧するものとする。

なお、やむを得ず発電機を使用する場合は、低騒音型、排ガス対策上支障のない機種とするが、その機種、設置場所及び使用時間等について監督員の承認を得るものとする。

(2) 法令の遵守及び官公庁への手続き

ア 請負者は、工事の施工に当たり、工事に関する諸規則を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、請負者の負担と責任において行わなければならない。

イ 工事施工のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として請負者において迅速に処理しなければならない。ただし、これらの手続きに要する費用は、すべて請負者の負担とする。また、関係官公庁その他に対する交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

(3) 疑義

請負者は、仕様書等の内容に相違がある場合や明示のない場合、又は疑いが生じた場合には、すべて監督員と協議しなければならない。その際、技術上当然施工すべき事項は、請負者の責任において行うものとする。

(4) 軽微な変更

請負者は、工事の施工に際し、現場の納まり等のため位置、又は工法に軽微な変更を生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督員と協議し、監督員の指示に従わなければならない。この場合、請負金額及び工期については、変更しない。

(5) 現場管理

ア 請負者は、本工事の施工に関する下請負契約を締結する場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」等の写しを工事現場に備えると共に監督員に提出する。なお、提出時期は工事着手前、体制変更時及び監督員の求める時期とする。

イ 請負者は、施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識、現場掲示状況の写真を監督員に提出するものとする。

ウ 工事請負金額が3,500万円以上の場合は、主任技術者の専任の者を配置し、常駐させるものとする。

(6) 安全管理

ア 現場代理人は常駐とし、工事現場の安全衛生に関する管理責任者となり、関係法令に従って管理を行う。但し、別に責任者を定められた場合は、これに協力する。

イ 現場代理人は、全作業員を対象とした安全教育等を実施し、常に工事の安全に留意し、事故及び災害の防止に努めなければならない。

ウ 現場代理人は、常に施工場所の整理整頓を行い、特に危険個所の点検を行う等、事故の未然防止に努めなければならない。

エ 火気の使用及び溶接作業等を行う場合は、事前に監督員の承認を得るものとし、適切な消火設備及び防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずるものとする。

(7) 養生

請負者は、施工関係区域内の次のものについて、適切な方法で養生するものとする。

- ア 未使用の機械及び材料
- イ 施工済の部分
- ウ 在来部分
- エ 汚染又は損傷の恐れがあるもの

(8) 清掃及び後片付け

請負者は、工事の完成に際し、当該工事に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

(9) 工程表

- ア 請負者は、着手に先立ち工程内容を監督員と協議の上、工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。
- イ 請負者は、工程内用に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督員と協議の上、工程表を変更後、速やかに提出しなければならない。

(10) 施工図、原寸図及び見本

施工図、原寸図及び見本などは、必要に応じて速やかに監督員に提出し、承認を受けなければならない。なお、指定色等は監督員の指示による。

(11) 材料

- ア 仮設材及び特に記載されたもの以外の材料は、努めて「環境物品等の調達の促進に関する法律」に該当する新品の物品等を使用し、監督員の検査を受けて合格したものを使用するものとする。
- イ 材料は、試験成績表及び見本等を事前に監督員に提出又は提示し、承認を受けるものとする。材料の規格等は、仕様書又は監督員の指示による。
- ウ 仕様書等に記載された材料のうち同等品を使用する場合、同等以上であることの証明を事前に監督員に提出又は提示し、承認を得るものとする。

(12) 部分検査

請負者は、工事完成後に隠蔽される部分等で完成検査時に確認が困難な箇所については、監督員と協議の上、適切な時期に検査員の部分検査を受け、検査合格後工事を続行するものとする。その際、検査合格後の代価の支払いは生じない。

(13) 完成検査

- ア 請負者は、工事完成の際は、監督員と協議の上、検査員の完成検査を受けるものとする。
- イ 請負者は、県政検査に際し、手直し箇所が生じた場合、直ちに手直しを行い検査員の再検査を受けるものとする。

(14) 工事写真

- ア 請負者は、仕様書等に基づき、工程等が適切に施工されたことが確認できる証拠書類として満足させるように撮影すること。
- イ 工事写真はデジタルカメラ等を使用し、撮影した写真は工事の工程に沿って編集し、アルバム（工事写真帳）に整理の上、提出する。

ウ 撮影したデータは、提出用以外の複製を禁ずる。

エ 撮影要領

- (ア) 施工前、中、後を施工段階毎に撮影するものとする。
- (イ) 施工後、隠れる箇所は監督員立ち合いの上、撮影する。
- (ウ) いずれの場合も黒板等に工事内容等を記載し撮影する。

(15) 発生材

本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分すること。また、処分に係る証明書等を監督員に提出するものとする。

(16) 他の構造物及びその他に対する注意

請負者は、工事中において、他の構造物及びその他に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、損傷させた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、請負者の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとする。

(17) 図面の複製貸出

仕様書添付図等は、工事施工等の目的以外に、第三者に対して貸与、複製または閲覧させてはならない。

(18) 提出書類

請負者は、次に示す監督員の指示する書類を作成し、遅滞なく提出するものとする。
細部は、別途指示する。

書類名	提出期限	様式
入門許可申請書	契約後速やかに	共済組合側
現場代理人及び主任技術者設定通知書	着手前	請負者
工程表	着手前	請負者
検査申請書	完成後	共済組合側
工事写真	都度	請負者
引渡書	完成検査後	請負者
その他支部担当者等が指示する書類	都度	共済組合側

(19) その他

本仕様書に定めのない事項、また、調整等が必要となった場合は、支部担当者、都度、協議するものとする。

目達原支部隊員クラブ改修工事

■外部仕上表

	記号	既存	改修	備考
屋根	A	加硫ゴム系シート防水 ルーフレイン：錆鉄製75φ、壁樋：塩ビ管75φ	既存防水層下地処理の上、塩ビ系シート防水2.0mm機械的固定工法 ルーフレイン：改修用二重ドレン 壁樋：既存撤去、ガラー塩ビ管75φ新設	立上り：既存防水撤去、下地処理の上、塩ビ系シート防水2.0mm 接着工法
屋根	B	加硫ゴム系シート防水 ルーフレイン：錆鉄製75φ、壁樋：塩ビ管75φ	既存防水層下地処理の上、塩ビ系シート防水2.0mm機械的固定工法 ルーフレイン：改修用二重ドレン 壁樋：既存撤去、ガラー塩ビ管75φ新設	立上り：既存防水撤去、下地処理の上、塩ビ系シート防水2.0mm 接着工法
屋根	C	ウレタン塗膜防水X-2 ルーフレイン：錆鉄製75φ、壁樋：塩ビ管75φ	既存塗膜防水層下地処理の上、ウレタン塗膜防水X-2 ルーフレイン：改修用二重ドレン 壁樋：既存撤去、ガラー塩ビ管75φ新設	
外壁(柱型、梁型共)	イ	外壁：CB積みモルタル金ゴテ 吹付タイル(アスベスト含有) 柱型、梁型：RC造モルタル金ゴテ 吹付タイル(アスベスト含有)	外壁：劣化部補修、下地処理の上、外壁用塗膜防水材塗り 柱型、梁型：同上	
外壁(北側玄関廻り)	ロ	鉄平石乱貼り	高圧洗浄	
外壁(西側増築部)	ハ	S造CB積みモルタル金ゴテ 吹付タイル(アスベスト含有)	劣化部補修、下地処理の上、外壁用塗膜防水材塗り	
外巾木	ニ	モルタル金ゴテ H=100~300	劣化部補修、下地処理の上、外壁用塗膜防水材塗り	
庇(見付面)	ホ	RC造モルタル金ゴテ吹付タイル(アスベスト含有)	劣化部補修、下地処理の上、外壁用塗膜防水材塗り	
軒天	ヘ	リシン吹付	劣化部補修、下地処理の上、遮湿性塗材	
建具		アルミ製 スチール製 ガラスブロック	クリーニング(内外共、ガラス含む) 下地調整の上、フッ素樹脂塗装 クリーニング(内外共)	外部建具は全て閉鎖調整を行う。 トイレ、厨房の高窓はガラスをアルミパナールに切り替える。
目地		外壁目地(モルタル部) ポリウレタン系 20×10 鋼製建具廻り 変性シリコン系 20×10 その他目地 変性シリコン系 20×10	外壁目地(モルタル部) 変成シリコン系(超耐久) 20×10 再充填工法 鋼製建具廻り 変成シリコン系(超耐久) 20×10 再充填工法 その他目地 変成シリコン系(超耐久) 20×10 再充填工法	
玄関ポーチ(南側)		モリタル金ゴテ 人工芝敷き	既存撤去、インターロッキング舗装	
玄関ポーチ(北側)		モリタル金ゴテ	高圧洗浄	
犬走		モリタル金ゴテ	高圧洗浄、欠損部補修	
その他		雨側プレハブ事務所 西側倉庫、北側ポンプ小屋	既存のまま 既存のまま	

■外壁劣化部補修は下記による。

ひび割れ補修(0.2mm以上)：下地準拠繊維材

浮き補修：アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法

欠損：エポキシ樹脂モルタル充填工法

■外壁劣化塗膜の除去は下記による。

剥離剤併用手工具ケレン工法

自達原支部職員クラブ改修工事

■内部仕上表(上段:既存、下段:改修後)

室名	部 位	床	巾 木	壁	天 井	CH	備 考
玄関(南側)	長尺塩ビシート貼り 既存長尺塩ビシート貼り撤去 不陸調整の上、複層ビニル床タイル430	塩ビ塩ビシート貼り	100	アルミサッシ クリーニング 化粧シート貼り	アルミサッシ クリーニング	-	ブラケットLED照明新設
ホール	塩ビ床タイル貼り 既存塩ビ床タイル撤去 不陸調整の上、複層ビニル床タイル430	モルタル金ゴテ VP塗装 下地調整の上 EP-Q塗装	100	ビニルクロスの上EP塗装 既存ビニルクロス撤去、下地調整の上 ビニルクロス貼り	木軸下地吸音テックス 既存ボード下地調整の上 AEP塗装	3,000	既存照明器具撤去 LED照明新設
トイレ前通路	塩ビ床タイル貼り 既存塩ビ床タイル撤去 不陸調整の上、複層ビニル床タイル430	モルタル金ゴテ VP塗装 下地調整の上 EP-Q塗装	100	ビニルクロスの上EP塗装 既存ビニルクロス撤去、下地調整の上 ビニルクロス貼り	木軸下地吸音テックス 既存ボード下地調整の上 AEP塗装	2,800	既存照明器具撤去 LED照明新設
和室12畳、18畳	実石・木軸下地 塗剥き 実石・木軸下地調整(沈下部) 既存畳撤去、畳新設	-	-	ボード下地 ビニルクロス貼り 既存のままで	木軸下地 化粧ビニヤ(杉板) 既存のままで	2,300	既存照明器具撤去 LED照明新設 機・張り替え、障子:張替え(強化和紙)、天井点検口450角新設:2ヶ所 LED照明新設
和室前通路	塩ビ床タイル貼り 既存のままで	モルタル金ゴテ VP塗装 既存のままで	100	モルタル塗り ビニルクロス貼り 既存のままで	木軸下地 化粧ビニヤ(杉板) 既存のままで	2,700	既存照明器具撤去 LED照明新設
西側廊下	カーベント敷き 既存のままで	-	-	ビニルクロス貼り 既存のままで	木軸下地 化粧ビニヤ(杉板) 既存のままで	2,300	既存照明器具撤去 LED照明新設
和室10畳	実石・木軸下地 塗剥き 既存のままで	-	-	ラスボード下地 錆壁 既存のままで	木軸下地、杉板貼り 既存のままで	2,700	既存照明器具撤去 LED照明新設
廊 房	モルタル金ゴテ エポキシ塗床(通路部) 高圧洗浄 既存塗床撤去、下地処理の上エポキシ樹脂塗床(防汚) 長尺塩ビシート貼り2.0	モルタル金ゴテ VP塗装 下地調整の上、EP-Q塗装 流し台前、煮裂部撤去補修、既存タイル撤去の上、 化粧タイル貼り(キッチン・バス)	-	モルタル金ゴテ 白セメント吹付 流し台前:100角タイル貼り 下地調整の上、EP-Q塗装 ※スラブ下まで	コンクリート打放し、白セメント吹付 LGS下地ケイ酸カルシウム板18.0 EP-Q塗装	4,380 5,120 2,706	排気フード、排気ダクト、換気扇撤去(外排フード共)、既存照明器具撤去 SUS排気フード(オイルフィルター付き)、排気ダクト、排気フード新設 給水管更新、コンセント更新(配線共)、自動水栓手洗い新設、グリストラップ新設 (屋外)LED照明新設、天井点検口450角新設、自火報知器新設
男子トイレ	既存土間コン撤去 給排水管更新後土間コン150の上 長尺塩ビシート貼り2.0	塩ビシート立上げ	100	モルタル下地VP塗装(FL+2500) モルタル下地ラコート(FL+2500以上) 下地調整の上、EP-Q塗装(FL+2500) LGS閉じ切り新設:LGS W40耐水PB125二重張り両面 ※スラブ下まで	木軸下地フレイクシムルボード VP塗装 既存天井撤去(下地共) LGS下地ケイ酸カルシウム板16.0 EP-Q塗装	3,540 2,500	既存パーテーション、アルミドア、衛生器具、照明器具、換気扇撤去 トイレブース、アルミドア、衛生器具、天井扇、排気フード(スバイルダクト共) LED照明新設、天井点検口450角新設
女子トイレ	既存土間コン撤去 給排水管更新後土間コン150の上 長尺塩ビシート貼り2.0	塩ビシート立上げ	100	モルタル下地VP塗装(FL+2500) モルタル下地ラコート(FL+2500以上) 下地調整の上、EP-Q塗装(FL+2500)	木軸下地フレイクシムルボード VP塗装 既存天井撤去(下地共) LGS下地ケイ酸カルシウム板16.0 EP-Q塗装	3,540 2,500	既存パーテーション、アルミドア、衛生器具、照明器具、換気扇撤去 トイレブース、アルミドア、衛生器具、天井扇、排気フード(スバイルダクト共) LED照明新設、天井点検口450角新設

(注)

- ・室内不製建具及びサッシ・調子は塗装改修(SOP)とする。
- ・全てのコンセント、スイッチを更新する。
- ・排気フードは、遮臭防止法に基づき規制地域及び規制基準等の規制に合致する製品とする。

存
既



トイレ和造設
内装改修 仕上参考
・床：既存Pタイル新設
・壁：既存仕上り新設、Pタイルクロス貼
・天井：AEP塗装
・照明器具：LED化(非常用照度含む)

ホール
内装改修 仕上参考
・床：CERシー：撤去・Pタイル新設
・壁：ビニルクロス撤去・新設
・天井：AEP塗装
・サッシ：樹脂製
・照明器具：LED化(非常用照度含む)

通路
内装改修 仕上参考
・照明器具：LED化(非常用照度含む)

廊下
既存のまま

原形
内装改修 仕上参考
・床：撤去新設、床下工ベキシ基礎盤管え(結露防止)
・壁：E-P-G塗装、一部防汚キャッチパネル貼
・天井：L-G下地新設
・床下：L-G下地新設
・床：L-G下地新設、一部防汚キャッチパネル貼
・照明器具：LED化(非常用照度含む)

和室
内装改修 仕上参考
・大断下地：既下地新設
・壁：既存のまま
・天井：既存のまま
・照明器具：LED化(非常用照度含む)

玄関
内装改修 仕上参考
・床：強化シート新設・Pタイル新設
・壁：アルミサッシ、クリーニング
・天井：AEP塗装
・照明器具：LED化(非常用照度含む)

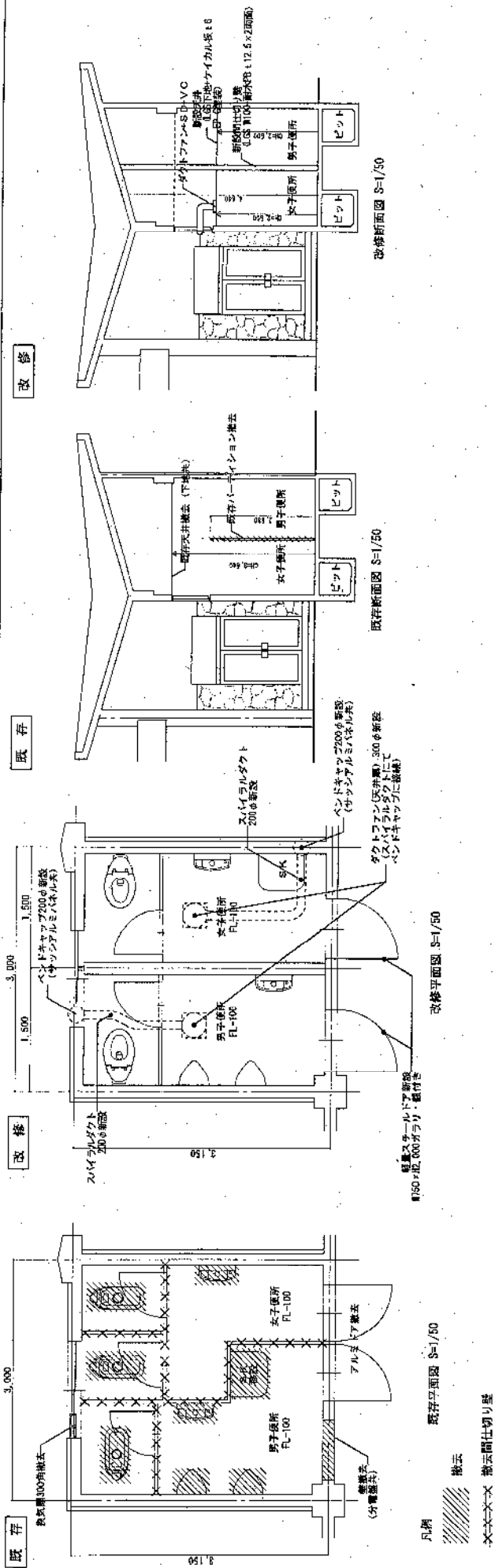


平面図 S-1/100

※内装改修仕様は、仕上参考の図。

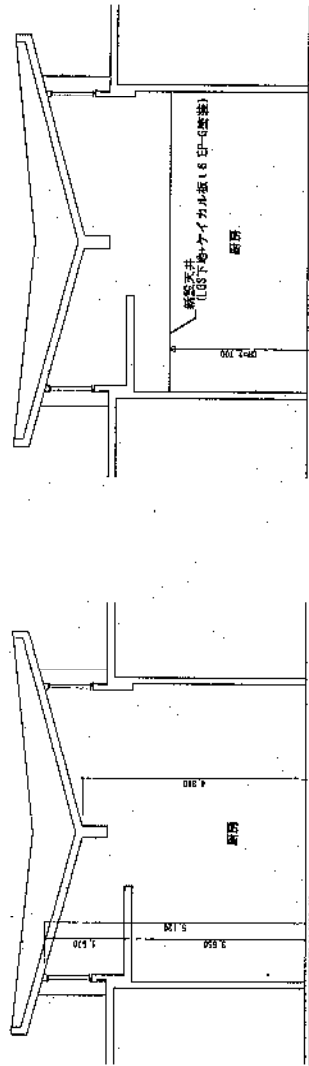
工事内容	日本建築設計事務所
設計者	平田 隆
図面番号	A21/100
単位	㎡

図面番号



改修

既存



工事名称	日野町立日野中学校トイレ改修工事	図号	43-1/50	図名	トイレ改修図
図面名称	トイレ改修図	図号	43-1/50	図名	トイレ改修図
作成者	日野町立日野中学校	図号	43-1/50	図名	トイレ改修図